



東京防衛施設局からのお知らせ

最近、厚木飛行場周辺の住宅所有者などの皆様から、一部の工事請負業者（建設業者、工務店など）による巧妙で強引な勧誘が行われていて、非常に迷惑しているとの苦情が数多く寄せられていますので、ご注意ください！

1.

国（東京防衛施設局）では、厚木飛行場周辺におきまして、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条に基づき、住宅の所有者又は居住者の方々が、航空機騒音による障害を防止し又は軽減するためその住宅に防音工事を行う場合、助成の措置を執っています。

現在、この助成の対象となる住宅は防音工事対象区域で昭和61年9月10日までに建設された住宅です。

2.

また、国におきましては、現在、厚木飛行場周辺の航空機による騒音状況に変化が見られることから、区域（住宅防音工事を実施できる範囲）の見直しについて検討を進めているところです。

しかしながら、区域の見直し時期や範囲などの詳細につきましては、現時点で皆様方にお知らせできる状況にはございません。

したがって、現在、工事対象区域外においては新たな区域が確定された後に、その区域内に所在する住宅でないと工事ができません。

3.

住宅防音工事の事務手続きなどにつきましては、新たな区域が確定された後、説明会を実施することを予定しております。

したがって、国へ提出する設計図面を作成する設計事務所及び住宅防音工事を行う工事請負業者（建設業者、工務店など）の選定につきましては、説明会の実施後、皆様方から提出される工事希望届けに基づき配布される補助金等交付申込書が皆様方のお手元に届いてからでも十分間に合います。

なお、住宅防音工事は、皆様方が行うものに国が補助をする事業ですので、防音工事を実施するために必要な契約（設計事務所、工事請負業者）は皆様方の責任において行っていただきます。

住宅防音工事について、ご不明な点がございましたら、次の連絡先にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

部課名 〒330-9721 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館東京防衛施設局 事業部 施設対策第三課

連絡先 TEL 048-600-1821、048-600-1822

この情報は [企画部 企画調整課](#) が発信しています。

[▲このページの上に戻る](#)